

デュルケム社会学はいかなる社会像を 描出しようとしたのか

— 『社会学的方法の規準』を読み直す— (上)

景井 充ⁱ

デュルケムによる実証主義社会学樹立の事業は、純粋な学術的欲求や要請から為されたものではなく、19世紀当時後半のフランスに現出していた不安定な社会的・歴史的状况に向けた、社会思想家としての応答である。したがってデュルケムの社会学説は、デュルケムの社会思想家としての思惟から生まれた作品である。本稿は、そうした観点から『社会学的方法の規準』を読み直すものである。そして、実証主義社会学の固有の認識方法を提示することと並行し、社会学的认识対象として措定された「社会的事実」というカテゴリーは、客観的な社会的・歴史的现实の忠実な模写でも選択的な構成物でもなく、むしろ存在すべき事実として描き出されたデュルケム独特の社会像であることを明らかにする。併せて、このユニークな社会像の特徴が、「集団」「集合生活」による「制度」の産出という発生論を中軸に描き出され、したがって立体的な構造を持つものである点にあることを示す。最後に、社会思想としてのデュルケム社会学を豊饒化するためには、「社会的事実」の発生論的把握に使われている化学的アナロジーを脱し、固有に社会学的な認識と表現を獲得して、この立体的社会像をより洗練することが必要であることを述べる。

キーワード：集合的存在様式、集合生活の一般的諸条件、結合、内的社会環境、モンテスキュー、動的密度、共変法、集合意識

目次

(以下、今号)

はじめに

1. 「社会形態学上の事実」とその意義

- (1) 「集合的存在様式」の二重構造
- (2) 「社会形態学上の事実」と〔正常-病理〕の区分
- (3) 「社会形態学上の事実」と社会類型の構成

(以下、次号)

はじめに

2. 「社会的事実」の発生論的立体的構造

- (1) 発生論的因果関係論
- (2) 「結合」の社会学的本態

(3) 共時的因果関係論

(4) 「集合的存在の諸条件」と因果的説明

(5) 社会的事実と社会学の再定義

3. デュルケム社会学の脱自然科学化を目指して

- (1) デュルケム社会学における「社会」
- (2) 「精神(道德)的凝集」の社会学的把握へ向けて

はじめに

『社会学的方法の規準』(以下『方法規準』と略記)は、デュルケムの著作の中で最も広く読まれ続けている著作と言えるであろう。おそらくは、デュルケム社会学の学説研究に専念する人々の狭い範囲にと

i 立命館大学産業社会学部准教授

どまらず、さらに社会学研究者の枠をも超えて、隣接諸分野の社会学者にも広く読まれ続けている著作と言ってよいであろう。この著作は、デュルケム実証主義社会学のいわば方法論的マニフェストという性格を持つので、デュルケムの創始になる実証主義社会学の特質を知ろうとする関心から、そのように広く長く読まれ続けているものと思われる。実際、今や古典と評価されるこの著作で掲げられた、「外在性」および「拘束性」を主たる観察指標としつつ、「社会的事実 fait social」を「事物 chose」として考察する」という、印象的という以上に挑発的ですからある方法論上のスローガンは、社会学分野を超えて今や周知のものとなっている。デュルケムは、実証主義社会学が経験科学であるためにはそのような客観的認識態度が根幹的な規準であるべきだと、この著作の中で繰り返し主張している。この主張は『方法規準』以外の論著においても変わるところがなく、社会学の経験科学性を担保する認識のあり方としてはその実証主義的客観性こそ生命線であると、デュルケムは倦むことなく説き続けた。そしてデュルケム自身が、この方法態度を終生堅持した。「社会的事実」を端的に「事物」とみなすというこの実証主義的認識態度は、自然科学的な認識態度を社会的行為空間に対して転用することが可能だとみなす、実のところかなり素朴な科学主義的態度なのだが、その認識論的・実践的・価値的な含意と学問の有効性をめぐって、現在もさまざまな観点から論及の対象となっている。

しかし、本稿で取り組もうとするのは、そのような方法論的主張や規準の妥当性を検討することではない。むしろ、デュルケムが描出しようとした社会像を『方法規準』の中から掘り起し、その基本的骨格を概略的に再構成することである。『方法規準』は、確かに、実証主義社会学の方法論上の立場を明らかにし、それを具体化する認識作業上の規準と技法を提起する著作である。けれども同時に、それらと実質的に重なり合う形で、より踏み込んで言えばそれらを表現とするかたちで、デュルケムが追求し

た社会的世界のある〈べき〉姿をコンパクトに提示している著作でもある。実際、この著作はデュルケムオリジナルの立体的かつ発生論的な社会像を描き出そうとしており、客観主義的認識態度の必要性についてデュルケムが繰り返す方法論的主張をむしろはるかに二義的なものとすら感じさせるほどである。この著作の重要性は、「社会的事実」という現実領域がそれ自体としてどのような構造的性質を有し、またどのような構造的発生過程を持っているかに関して、大変興味深い存在論的洞察を包蔵しているという点にある。つまり、上の方法論的スローガンは、「社会的事実」についての存在論的理解と抱き合わせなのであり、そのような了解を根拠としているのである¹⁾。《「社会的事実」は「事物」である、ゆえに「事物」として認識・観察すべきである》、というわけなのだ²⁾。

そして、デュルケムが提示しようとした立体的かつ発生論的な社会像は、デュルケムがこの著作で「集合的存在様式」あるいは“社会形態学上の事実”と呼んだカテゴリーを中心に据えて、デュルケムの所説を丁寧に検討することで明らかにすることができる。本稿では、従来の研究においてはほとんど等閑視されるか、言及される場合にも誤解の憂き目に遭うことの多かったこのカテゴリーをむしろ中心に据え、この著作の論述展開に徹底的に密着して、つまりは『方法規準』を読み直す作業に取り組みたい。そして、「集合的存在様式」あるいは「解剖学のない形態学的な次元の社会的事実」とはどのようなものなのか、とりわけその中心的位置を占める「動的密度」なるものは結局どのような本態を持つ現象なのか、どのように社会学的に把握されているのかを明らかにしたい。そしてそれを通じて、デュルケム社会学における発生論的社会像の基本構図を再構成してみたいと思う。

以下、章を追って『方法規準』を検討するが、長い道程になるので、結論を先に示しておくのが便宜であろう。本稿は、「動的密度」とは、「集合意識/表象」=「制度」の発生論的契機としての「結合」

= 「精神 (道徳) 的凝集」において現出する共同態の産出的動態であり、逆に言えば「集合意識/表象」= 「制度」は「結合」= 「精神 (道徳) 的凝集」の産物に他ならないのであり、この発生論的現象を心柱にしてデュルケム社会学の立体的な社会像が構築されている、ということを示す。

では、デュルケム社会学独特の立体的かつ発生論的な社会像を、『方法規準』に即して再構成することに取り組んでみよう。

1. 「社会形態学上の事実」とその意義

(1) 「集合的存在様式」の二重構造

デュルケムは、『方法規準』の本論を、認識論的・方法論的議論に先立って、「社会的事実とは何か」と題する章で開始し、実証主義社会学が固有の研究対象とすべき現実領域を存在論的に確定する作業を行っている。その際デュルケムは、実証主義社会学を一独立科学——ひとつの科学は、独自の認識対象と固有の研究方法を獲得してはじめて自立できる——として樹立するという強烈な学問的意欲から、差異を明確にしておくべき他の科学研究分野として、生物学と個人心理学³⁾を念頭に置いていた。したがってデュルケムが「社会的事実」を社会学特有の研究対象と定め、「行為、思考および感受の諸様式」からなり、個人 individu に対して外在し、かつ個人の上に否応なく影響を与えることのできる一種の強制力を持つ [1895:5/54] 事実だと規定したとき、それは先述の客観主義的認識のテーゼと併せ、実証主義社会学の独立宣言でもあったわけである。デュルケムの考えでは、「社会的事実」は、生物学が研究対象とする有機的諸現象とは「表象と行為からなる」 [1895:5/54] 点で異なるからである。他方、個人心理学が研究対象としている個人心理的諸現象からは、そのような「個人」に対してそれが外在性と拘束性というユニークな性格を持つ点で、また教育によりそうした「個人」を超えて伝達される後天的事実であるという点で、明瞭に識別することができ

るからである。こうした質的な対比をふまえて、デュルケムが「社会的事実」に関して第I章の終わりで提示した一応の包括的定義は、次のようなものだった。

「社会的事実とは、固定化されていると否とを問わず、個人 individu に対して外部的拘束 *contrainte extérieure* を及ぼすことができるすべての行為様式であって、さらに言えば、固有の存在 existence propre を享受しつつ、所与の社会の範囲内に一般的で、その個人的な諸顕現 *manifestations individuelles* とは無関係のものである (斜体字はデュルケム自身による強調、以下同様)」。[1895:14/69]

この包括的定義はすでに余りにも有名だが、デュルケムが「社会的事実」について指摘しているのは次の4点であることを、ここで確認しておこう。

- (1) 社会的事実は、行為様式であり、その固定化の程度は多様である
- (2) 社会的事実は、固有の存在を享受しつつ、所与の社会に一般的である
- (3) 社会的事実は、「個人」に対して外部から拘束力を及ぼすことができる
- (4) 社会的事実は、その「個人的な顕現」とは関係がない

この包括的定義は、一般に、「社会的事実」を「個人」に對置し規定したものとして知られている。そして確かにそうした規定である。上の整理で言えば、(3) と (4) に着目するとそのような理解が生まれる⁴⁾。しかし、「社会的事実」と「個人」の二項を對置するこの構図は、デュルケムが『方法規準』も含めて使っている「個人」概念が多義的である⁵⁾ ことが災いし、不幸にして種々の誤解や混乱を生じさせてきた。実際このことが、デュルケム社会学に対する的確な理解、そしてまた発展的継承にとって大きな阻害要因であり続けてきている。例えば、近代社会の自己認識をアイデンティティとする社会学は、社会認識のための問題構成軸として、しばしば【社

会と個人】——「社会」= [近代社会] / 「個人」= [近代的個人]——という二項対立図式を用いるが、デュルケムによる「社会的事実」と「個人」との対置は、この問題構成軸とある時は同一視され、ある時は恣意的にずらされて、ほとんど收拾不可能なほどにさまざまな解釈や批判が行われてきている⁶⁾。外在性や拘束性といった性格特性が「社会的事実」に帰されていることは確かに強い印象を与えるし、人間の個人的および集団的自由や主体性を掲げる近代啓蒙主義の理念からの反発も、ある面では理解できないわけでもない。しかし、デュルケムが描出しようとした立体的で発生論的な社会像を概括的に再構成するという本稿の問題意識から言えば、そのような恣意的理解や理念的反発に先立って、まずは、デュルケムの使う「個人」概念の多義的内容を可能な限り綿密に検討し整理する必要がある。「個人」を含め、デュルケムの眼に「個別的なもの」と映っている諸現象——「個人的な諸顕現 *manifestations individuelles*」も“個別的な顕現”と訳すことが可能である——が、デュルケム自身によって極めて粗雑に扱われているということこそ、実は最も重大な問題だからである。とはいえ、筆者としては、デュルケムが使う、たとえば「個人」概念の曖昧さを、その用例を羅列し標本箱を作るような仕方では平板に列挙すること自体には学術的魅力を感じない。自己目的化した羅列的整理は、社会学的社会認識の深化と社会学的社会批判の洗練にとってほとんど意味を持たないからである。多義的概念の整理は、経験的な社会学的社会認識の深化を目指し、その認識の道具としての社会学理論の整備や洗練を推し進めていく中で、また社会学的社会批判の実践の可能性を探求する多様なレベルでの努力の中で、初めて意味を持つものである⁷⁾。

そこで筆者としては、「社会的事実」対「個人」というこの二項対立の発想はさしあたり措いて、上で示した包括的定義に至る過程でデュルケムが「社会的事実」それ自体について示した分析的な三つの位相にこそ、むしろ着目してみたいと考える。とりわ

け、「集合的存在様式 *manières d'être collectives*」=「解剖学的ないし形態学的な次元の社会的事実 *faits sociaux d'ordre anatomique ou morphologique*」[1895:12/66]という位相についての定義にこだわってみたい。「社会的事実」の内部に相異なる三つの位相をデュルケムが分画したことは、「社会的事実」がそれ自体の「固有の存在を享受し」ているとはどういう事態なのかを明らかにする上で、決定的に重要だからである。上の整理の(2)に関わらせて考えてみたいのである。「社会的事実」が固有の存在を享受しているとはどういうことなのか。それを「個人」との対比においてではなく、「社会的事実」それ自体において把握した場合にはどういう現象を指しているのか。この疑問に答えてくれるのが、デュルケムが分割して示した「社会的事実」の三つの位相とその相互関係だと思われるからである。

では、「社会的事実」の三つの位相について見てみよう。デュルケムはその内容を以下のように整理している。第一の位相は「組織化された信念と慣行」[1895:6/56]である。ここに含まれているのは、法と習慣に依拠する宗教的・市民的義務、契約履行の義務、宗教生活の宗礼とその内容、言語などの記号体系、貨幣制度、信用手段、職業的慣行、道徳的格率、生産様式などである。デュルケムはこのような事実群を「社会学固有の領域」[1895:6/55]と規定する。第二の位相はずっと柔軟な位相で、一過的な集会の際に起こる「社会的潮流」[1895:6/56]や、より恒常的性格の強い「世論 *opinion*」[1895:7/57]——『方法規準』においては「世論の諸潮流」[1895:9/61]、「集合的精神」[1895:10/61]がその同義語——である。際立って流動的で可変的であるために第一の位相のように組織化され客観的な形態をとらない現象群として、この位相は構成されている。なお、デュルケムは、実証主義的な客観的観察にとってこうした非安定的な性格はさしあたり不都合だと判断して、この位相を当面重視しない。そして第三の位相が、「集合的存在様式」という「集合生活の基体 *substrat de la vie collective*」[1895:

12/66]を構成する事物の数々である。ここには、「社会を構成する基本要素的な諸部分の数と性質、それらの配置様式、それらの達している凝結 coalescence の程度、特定地域の人口分布、交通路の数と性質、居住形態」[1895:12/66]の他、人口の集中、家屋の形式など多種多様な内容が盛り込まれている。一見したところ、これらの現象群は前二者の位相とはまったく異質なものであるという印象を受ける。人口学的な諸現象や人文地理学的な現象など雑多な残余の現象が一括されているという印象は避けがたい。記述もかなり抽象的であるから、具体的に何を指しているのか極めて不明瞭である。そのために、上の二つの位相とは対比的に、それらの土台を成す物質の様式を無造作に一括りにしただけというような印象を受けてしまう。この位相が従来ほとんど等閑視ないし誤解されてきたのも頷ける。「集合的存在様式」が「組織化された信念と慣行」および「世論」の「基体」を成しているという社会像は、おおいに風土決定論的あるいはある種唯物論的だからでもある。

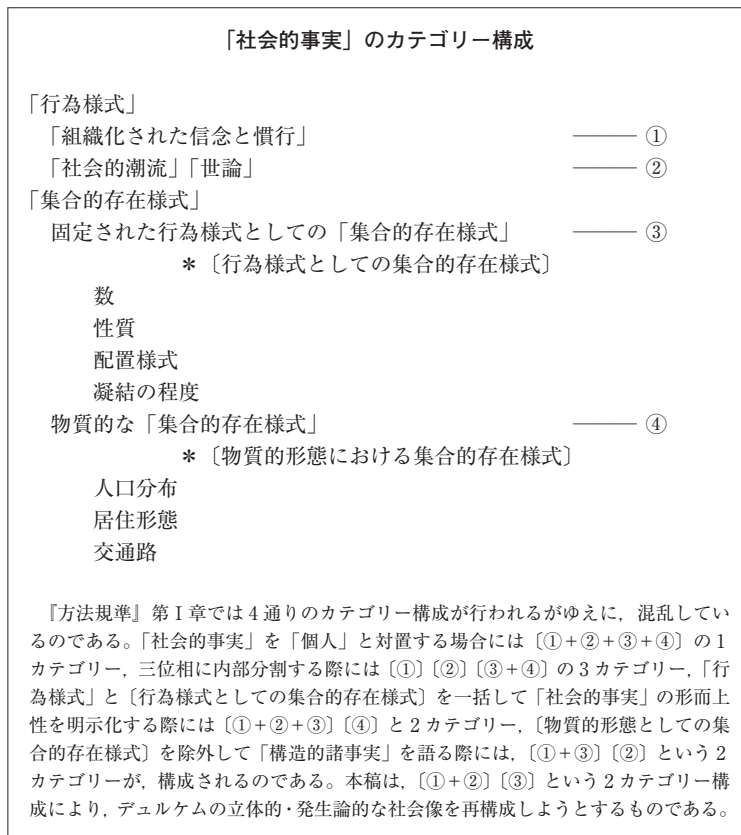
しかし、ここで看過してはならないのは、「集合的存在様式」=「社会を構成するさまざまな環節間の習慣化された相互的生活の様式」[1895:13/67]の例として、「政治的構造」[1895:13/67]が最初に挙げられているということである。「政治的構造」は「法」に基づく「精神(道德)的 moral」[1895:13/67]な事実だと記されている。それは「物質的調査や地理的観察」[1895:13/66]によっては把握することのできない物質超越的な現象だと、デュルケムは明記している。人口分布に関しても、人口の集中を引き起こす「集合的圧力」[1895:13/67]をこそ社会学は問題とするのだと述べている。この考え方に立てば、居住形態とは、建築様式や建築物である以上にむしろまず人間の生活形態であろう。また交通路に関しても、物質的な道路形状や構造それ自体ではなく、人間の移動や交換の様態として認識対象化されることとなる [1895:13-14/67-68]。「集合的存在様式」が、「組織化された信念と慣行」およ

び「社会的潮流」「世論 opinion」とからなる「行為様式 manière de faire」[1895:12/66]と最終的には「同一性質のものである」[1895:14/68]と規定されているのはそれゆえである。

とはいえ、「集合的存在様式」が非物質的側面と物質的側面の双方を含みこんで規定されていることは間違いない。このことが、デュルケムが描出しようとした社会像に対する誤解や無理解の主要諸原因のひとつを成してきたと筆者は考えているが、こうしたいわば二重の把握は、デュルケム実証主義の認識原則にも深く関わっているものである。すなわち、後に詳しく触れるように、デュルケムは、物質を超越した次元にある社会的事実が物質的形態をまとって現象してくると考えており、したがってその物質的形態を認識上の手がかりおよび根拠として非物質的形態への認識へと遡及することが、実証主義社会学の認識のあり方だと考えていた。デュルケムは、精神(道德)的現実のいわば“物質化”したものとして物質的形象を捉えているわけである。「集合的圧力」は物質的存在としての人間(身体)の不均等な空間的存在様式——都市や村落——として現象して「特定地域の人口分布」となり、人間の移動や定住および交換は、上に述べたような物質的な道路構造や規模および数の多寡として、また建築物群へと“物質化”することによって、「交通路の数と性質、居住形態」という形で可感的なものに現象してくると理解しているわけである。

こうして、「集合的存在様式」は、定型化され固定化されることによって一種の存在様式の役割を果たすに至った「行為様式」を半面とし、この定型化された行為様式の物質的現象形態を形成する人文地理学的諸現象を他の半面として、まるで貼り合わせるように把握されているのである。そしてこの貼り合わされた現象群は、他の「社会的事実」に対する基盤的意義を担うもの——「基体」——と位置づけられているわけなのである。

繰り返しになるが、この把握は実証主義社会学の認識手法を理論的に反映したものであるという側面を持つ。



デュルケム実証主義社会学の基本的認識は、可感的事象から超感性的事象へという遡及的アプローチを採るからである。本稿は、先に述べた問題関心から、「集合的存在様式」の物質超越的領域と物質的領域を、それぞれ〔行為様式としての集合的存在様式〕、〔物質的形態における集合的存在様式〕と呼ぶことにし、もっぱら前者を関心の対象とする⁸⁾。

さて、以上のように「集合的存在様式」の内容を整理し、〔行為様式としての集合的存在様式〕を抽出したわけだが、「社会的事実」に関する上掲の包括的定義を振り返ると、デュルケムは「行為様式」の二つの位相〔①〕〔②〕と「集合的存在様式」〔③〕〔④〕を、「個人」に対する「外在性」および「拘束性」という性質を共通項として一括しているということになる。『方法規準』第I章では、先に引用した「社会的事実」に関する包括的定義に見られるよ

うに、それ自体も質的分節化が可能なはずの、「個人」に対する外部的「拘束性」というほとんど唯一の特性を拠りどころに「社会的事実」の全体を浮かび上がらせようとしているために、これら4カテゴリ間の質的な相違や相互関係を鋭く問題化する必要が、この段階ではなかったからである。

そして、第I章におけるデュルケムの課題意識がこの点に集中している限り、「社会的事実」の物質超越的次元〔①〕〔②〕〔③〕と物質的次元〔④〕を徹底的に区別する必要は、したがって〔③〕と〔④〕との峻別を含めて、なかった。第I章におけるデュルケムの関心は、「個人」に対する外部的拘束性と並んで、「社会的事実」〔①〕〔②〕〔③〕の物質超越性を示すことにある。実際デュルケムは、「存在様式は固定化された行為様式にすぎない」[1895: 13/67]と明言している。「集合的存在様式」は先の

包括的定義にいうところの「行為様式」——対比的に“生理学的”と形容される [1895:12/66]——に含まれるわけなのである。デュルケムの関心が「行為様式」に絞られていることは明らかである。

「構造的諸事実」と「世論」がどのように区別されるのかについての、方法論上あるいは事実上の根拠や、両者の相互関係も、この段階では明瞭でない。おそらく、両者の区別は社会学的認識における技法や手順の選択に左右される問題となるであろう。実際、「構造的諸事実」と社会生活の相対的に自由な諸潮流とは、「固定化」=「結晶化」[1895:14/68]の程度という点で異なるに過ぎず、両者は連続的かつ段階的に繋がっているとデュルケムは記しており、便宜上、安定的で可視性の高い「構造的事実」から研究は着手される⁹⁾。いずれにせよ、〔行為様式としての集合的存在様式〕〔(③)〕が「行為様式」の構造的領域〔①〕に吸収されることで、「社会的事実」は、「構造的諸事実」[1895:14/68]へと結晶化した位相〔①〕〔③〕と、「社会的潮流」や「世論」という比較的流動的な次元〔②〕の二つの位相からなるということになった。繰り返しになるが、デュルケムが社会学的認識対象を特定しようとする際の関心の対象が、まさにここに示されていると言うことができる。デュルケムが、「集合的存在様式」を〔行為様式としての集合的存在様式〕と〔物質的形態における集合的存在様式〕とを抱き合わせて把握しつつも、前者を「行為様式」の側に回収しているのは、物質的次元を超えた「行為様式」として「社会的事実」を包括的に把握しようという認識関心を持っているからである。デュルケムは、実証主義社会学による認識と分析の対象を人間の社会的な「行為様式」の総体としようとしているわけなのである。以上が、『方法規準』第I章でデュルケムがおこなっている考察の内容である¹⁰⁾。

デュルケムの以上のような認識関心をふまえた上で、しかし筆者は、デュルケムが抱いている社会像描出の構想の核心は次の段階にあると考えている。実証主義社会学の研究対象を「行為様式」総体に定

めるという第一段階の作業を踏まえつつも、その「行為様式」は、デュルケムがここで述べているように単純に固定化の程度という点で異なるだけの、平板なグラデーションを描くにとどまるものとは思えないからである。デュルケムは、「第一版序文」の中で、実証主義社会学の根本的な考え方は、「集合的進化を空間的に限定された客観的諸条件に規定されたものとみなす方法 une méthode qui fait dépendre l'évolution collective de conditions objectives, définies dans l'espace,」[1895:IX/19]であることにであると宣言している。そしてもしこの著作が、社会的事実を類別して無造作に列挙し、その共通の性格として「個人」や「個人的な顕現」に対する独特の性格を示す程度で終わるならば、「客観的諸条件」なるものの「集合生活の変化」に対する規定関係——科学的認識は構造的な因果連関の認識を最も重視し、社会的現実への実践的・人為的介入はこの構造的な因果連関に対する客観的把握に基づくはずである [1895:IX/19]——は一切明らかにされず、実証主義社会学は「集合生活」の単調な類型的分析に閉じてしまう。また、「集合生活」を所与とし、その外在性や拘束性といった性格を強調することから——たとえ方法論上の指標として利用するだけだと主張するとしても——、「社会」とはおそらく保守的そして威圧的で、人間の主体的で自由な活動を無視し抑圧し、所与の社会的規範を強圧的に押し付けてくるというような、抑圧的社会観を提示してしまうことにもなる。実際、こうした規範主義的理解はデュルケムの社会学説に対する理解の中でひとつの典型となってきた。デュルケム社会学を全体主義的とすら非難する研究者もないわけではない。

しかし、筆者の見るところそうではない。「社会的事実」の範囲を確定する以上のような作業は、デュルケムが提示しようとする社会像を詳細に展開するうえでの第一段階にすぎない。〔行為様式としての集合的存在様式〕〔(③)〕が他の「行為様式」〔(①)〔②)〕と一括されているのは、先に見たよう

に「生理学」や「心理学」を念頭に置きながら、それら自然諸科学の研究対象と弁別するための、その質的側面においてであって、「社会的事実」の内部的な構造的側面においてはまったく様相が異なってくる。実際、〔行為様式としての集合的存在様式〕(〔③〕)は、「行為様式」(〔①〕〔②〕)の「基体」なのであった。この観点からは、『方法規準』の以下の諸章は、質的側面において社会学の研究対象を特定したことを承け、「社会的事実」の構造的側面を次第に明らかにしていく過程として読むことができる。その経過を丁寧にたどり、デュルケムの論述を積み重ねていくと、デュルケムが構想していた発生論的な立体的社会像を概略的にだが再構成することができる。そして、「社会的事実」と「個人」を対置する上のような分裂的な認識枠組み——デュルケム自身のものでもあるのだが——からは想像もつかないような、社会をその歴史的-構造的動態において捉える社会像を描出しようとする構想を取り出すことができる。以下その再構成に取り組んでみよう。

(2) 「社会形態学上の事実」と「正常-病理」の区分

『方法規準』第三章「正常なものと病理的なものとの区分に関する諸規準」は、社会的諸現象をこれら二つの範疇に区分する根拠を明示することを主題としている。そして、ある社会的事実が正常のか病理的かを識別する究極的根拠は、詰まるところ〔行為様式としての集合的存在様式〕(〔③〕)だということである。その論証は二段階で行われる。

まず、デュルケムは、社会的事実が正常であるか病理的であるかを区別する根拠は認識対象の側に確定すべきだと、繰り返し強調する。それは、現象の本質に思弁のかつ一挙に到達することを目指すのではなく、正常なものと病理的なものとの識別を可能にするための、「直接に知覚することができ、かつ客観的な、何らかの外的指標を探索」[1895:55/133] することが、実証主義社会学の認識原則——客観性と段階性——に立つ認識作業の第一段階だと考えるからである¹¹⁾。そして、この考え方からま

ず提起されるのが、社会的諸現象が外観的に示す“一般性”を指標とする規準である [1895:55-56/133-134]。ある特定の社会類型の中で最も頻度の高い形態で外的に観察可能な諸特徴を抽象して「平均的類型」[1895:56/134] を構成し、これを「正常的類型」[1895:56/134] とするのである。デュルケムはこの方法を以下のような規準に定式化する。

「ある一つの社会的事実が、その発達の特定段階において考察された特定の社会類型に対して正常的であるのは、その進化の特定の段階において考察された特定の種の諸社会の平均の中に生じる場合である」[1895:64/148]。

すぐに分かるように、この規準が結局のところ「正常」と「病理」の区別を数の多寡に還元してしまうことはほとんど不可避である。この規準が唯一絶対のものであるなら、「正常」という表現から価値的な含意を完全に払拭することなど不可能である以上、結果的にせよ、外観的なマジョリティが常に評価的意味を帯びつつ「正常」だということになってしまおう。この観点に立つ限り、実証主義社会学が標榜する客観的認識はナイーブな適応主義的規範へとただちに横滑りしていつてしまう。また、そのような保守的な社会的・政治的含意を持つという以上に、外的現象の観察に留まるのは社会学的分析としてはいかにも素朴に過ぎる。デュルケム自身が提示した社会学的社会認識深化の段階性という原則にも反する。当然のことだが、正常的現象を外面的に特徴づける“一般性”自体が、説明されるべき社会現象だからである。そこでデュルケムは、第二の規準を提示する。

「現象の一般性が、考察されている当該社会類型における集合生活の一般的諸条件 conditions générales de la vie collective に基づいていることを明らかにすることにより、前の方法の帰結を検証することができる」[1895:64/148]。

ある社会現象の一般性が「集合生活の一般的諸条件」に由来していることが明らかにできれば、第一の規準に基づいて構成された「平均的類型」を最終的に「正常的類型」とみなして差し支えないというのである。逆に言えば、「集合生活の一般的諸条件」に基礎を持たない「平均的類型」は「正常的類型」とは言えない、ということである。

となると、一般的に観察されるある社会現象つまり「平均的類型」が「集合生活の一般的諸条件」に基づいていることを経験的に実証することが次の認識課題となる。これは、社会学的社会認識の質と性格を左右する、大いに重要な問題である。しかし、この点についてデュルケムの言及は、存在しない。「平均的類型」は社会学的な認識を深化させていく上での初期段階にすぎないと考え、デュルケム自身が本当のところではこの類型にさほどの重要性を与えていなかったからではない。そういう面がないではないが、実はすでに第Ⅱ章「社会的事実の観察に関する諸規準」で記していたように、次のような予断を持っているからである。

「因果律 *le principe de causalité* というものが空語ではない以上、そして、一定種類の現象すべてに特定の諸属性が一樣に例外なく認められるときには、それら諸属性は現象の本性に深く根ざして、両者の間には緊密な結びつきがあるものと確信することができる」[1895:42/113-114]。

「…と確信することができる」と言うだけである。デュルケムは、ある現象の「一般性」は因果的に「現象の本性」に結び付いていると想定している。これは、因果律という観念に基づいて現象の因果系列を遡れば、必ずこの「一般性」を正当化してくれる「現象の本性」に到達することができるという、素朴な科学主義的想定である以上に思想的予断である。さらには、「平均的類型」を素通りして次のように述べる。

「現象の正常性は、考察されている種の存在諸条件へと、この諸条件の機械的に必然的な一帰結として、あるいは有機体がそれらの諸条件に適応することを可能とする一手段として、関連付けられるというこのみによって説明される *la normalité du phénomène sera expliquée par cela seul qu'il sera rattaché aux conditions d'existence de l'espèce concidérée, soit comme un effet mécaniquement nécessaire de ces conditions, soit comme un moyen qui permet aux organismes de s'y adapter* (傍点による強調は引用者、以下同様)」[1895:60/141]¹²⁾。

ここには、正常と異常の判別基準は突き詰めれば現象の数の問題つまり「一般性」の問題ではないという観点が示されている。そして、ある社会的現象の正常性が確認されるのは、「存在諸条件」の“機械的な必然的帰結として把握できる”場合あるいは“適応手段として有効な場合”の2つの場合——これら2つの場合はなお分節化して検討する必要がある——だという認識が示されている。この叙述はとても重要である。かくして問題は、「集合生活の一般的諸条件」=「存在諸条件」とは一体何かということになる。これとの関連においてあらゆる個別のおよび集合的な社会的諸現象の正常性ないし病理性が判別可能だととなれば、その認識上および実践上の重要性は、実に大きい。

だが、第Ⅲ章はこの根本的疑問にはまだ答えない。デュルケムは、上の引用箇所を含め、社会的諸現象に対する正常と病理の識別が、最終的には「全社会生活の根本的諸条件 *conditions fondamentales de toute vie sociale*」[1895:70/157] に依拠するものであることを繰り返し強調している——実際、上の「集合生活の一般的諸条件」や「全社会生活の根本的諸条件」の同義語の使用はこの章だけでも十数度に及ぶ——が、この章ではまだ「全社会生活の根本的諸条件」そのものの社会学的探求へと考察は深められていかない。

デュルケムはこの章で、『社会分業論』での「犯罪」に関する自身の見解を修正し [1895:71/161], 「正常性のあらゆる徴候をこれ以上に明瞭な形で示している現象はないのであって、なぜなら犯罪は全集合生活の諸条件に緊密に結びけられているように思われる il apparaît comme étroitement lié aux conditions de toute vie collective からである」 [1895:66/151], と明言している。常識に反して「犯罪」は、「全社会生活の根本的諸条件」との関わりにおいて捉えられる現象である場合には、社会的正常現象だということである。確かにこれは、「全社会生活の根本的諸条件」の存在性格を知る上で重要な指摘であるように見える。しかし、よく読んでみると、「全集合生活の諸条件に緊密に結びついて」というのは、全集合生活の諸条件に発生的に由来して、という意味でないことが分かる。それは、「犯罪」に「犯罪としての特徴を付与するものは、それらに内在する重大性ではなく、共同意識 conscience commune がこれに認めるところの重大性である」 [1895:69/157] からなのだ。「犯罪」の正常性は、「共同意識」の「全社会生活の根本的諸条件」に対する“適応手段として有効な場合”のケースとして説明されているのである。

しかし、あえてもう一つの点についても問うてみたい。「犯罪」は“機械的な必然的帰結として把握できる”現象では全くないのか?、と。それは「共同意識」の強度と可塑性に関連づけて説明される。デュルケムは、「共同意識」が社会成員の意識を完全に支配することは望ましくないし、現実的に不可能だと見ている。なぜなら、「われわれ各人が置かれている直接的な物理的環境や、遺伝的な前提要因や、われわれの依存している社会的影響は、個人によって異なり、したがって意識を多様化させずにはいないからである」 [1895:69/157]。犯罪の発生的な由来は、「全集合生活の諸条件」ではなく、個人それぞれ直接的な物理的生活環境や遺伝的要因、諸個人の生存を可能としている限られた範囲の社会的影響——「個人」と「個人的顕現」——だというの

である。つまりはこの集合的類型からの“ズレ”の中に「犯罪」は胚胎するというのである [1895:69/157]。「共同意識」にこのような完全支配が実現しないということがまた、「共同意識」自体がそのような「個人的独自性 *originalité individuelle*」 [1895:70/158] からの影響を受けて変容を遂げていく可塑性を保っているということの証しでもあるとすら、デュルケムは記している。ソクラテスや中世における自由哲学の先駆者といった存在は、この「集合的諸感情 *sentiments collectifs*」 [1895:71/159] の変化を予見し「集合的感情がとろうとする形態を予め決定することに寄与している」 [1895:71/159] という観点から、おそらくは自らの実証主義社会学の社会的存在意義を重ね合わせつつ、高く評価される。

ここでは、「集合的諸感情」に対する「犯罪」の積極的な意義にのみデュルケムの関心が向けられており、社会に対するその破壊的な効果について言及されていないという点、そしてまた、ソクラテスの知性が上のような個別化要因に由来するものとみなすことが正しいのかどうかという点以上に、押さえておくべきことがある。それは、デュルケムの考える「全集合生活の根本的諸条件」が、内部的矛盾を孕んでおらず、それゆえ単数かつ調和的に把握されていることである。「集合生活の根本的諸条件」それ自体が多層的また多元的であり、したがって相互葛藤や対立の少なくとも可能性を持つものであるとすれば、ソクラテスの出現自体を何らかの「集合生活の一般的諸条件」そのものの“機械的な必然的帰結として把握できる”事態と捉える可能性が拓けよう¹³⁾。

いずれにせよ、デュルケムは、外観的例外性つまり非“一般性”の水準で「犯罪」を規定するレベルからは検討を深めているが、「全社会生活の根本的諸条件」そのものにまで「病理」現象の発生的な由来を求めて遡及しようとはせず、「共同意識」による完璧な全員一致が現実的には不可能であることや、それが可塑的性格を持つものであることを指摘するにとどまっている。この章の考察では、「集合

生活の一般的諸条件」=「存在諸条件」=「全社会生活の根本的諸条件」が〔行為様式としての集合的存在様式〕を意味していることは、論脈からみて誤解の余地など一切ない。それは誰の目にも明々白々 [1895:61-62/143-146]——実際、後に言及するように、「集合生活の一般的諸条件」はすでにこの章で「社会的環境 milieu social」 [1895:62/145] へと正しく換言されている——なのだけれども、その中身へと考察は進んでいかない。デュルケムがこの章で、結局は数の多寡に帰着してしまいかねない「現象の示す一般性」 [1895:74/164] レベルでの正常的状态を確定することを科学の一般的課題とする段階にとどまっているのは、現象の一般性が「集合生活の一般的諸条件」に由来するものであるという因果論を先入観的に前提しているからである。実証主義社会学の認識のあり方によれば、その正常性の根拠は研究対象の側に存在論的に把握されなければならないにもかかわらず、未だ「全社会生活の根本的諸条件」が確定できない段階にあるために、という暫定的な理由からではない。

(3) 「社会形態学上の事実」と社会類型の構成

『方法規準』第四章「社会類型の構成に関する諸規準」に歩を進めよう。この章では、そのタイトル通り、社会類型を構成する方法的規準に関する考察が展開されているわけだが、本稿の関心から見ると、第三章を承けつつもほとんど唐突に、社会現象の正常と病理を判別する第二の規準と直結する内容で始まっており、そのうえ一歩踏み込んだ内容になっていることにむしろ驚かされる。

デュルケムは、「複数の社会種」=「諸社会類型」 [1895:78/169] を構成する拠りどころを、「それ自身で、その数とは無関係に科学的な価値と利益を持つような決定的な、あるいはベーコンの言う決裁的な事実」 [1895:79/171] に求める¹⁴⁾ のだが、この「決裁的な事実」こそ、以下のように「集合的存在様式」 ((③)) なのである。デュルケムは、「社会諸類型の固有の諸特性のなかでいかなる側面が探求

されるべきだろうか」 [1895:80/173] と問題提起し、自ら答えて次のように記す。

「われわれは、実際、諸々の社会が相互に付加された諸部分から構成されている les sociétés sont composées de parties ajoutées les unes aux autres ことを知っている。合成結果全体の性質は、その構成要素の性質と数、またその組成の様式に、必然的に依存している la nature de toute résultante dépend nécessairement de la nature, nombre des éléments composant et leur mode de combinaison のだから、明らかに、これらの特性はわれわれが探求の基礎に据えるべきものである」 [1895:80/173]。

「集合的存在様式」 ((③)) こそが、“数とは無関係に科学的な価値と利益を持つ決定的な事実” なのだから、社会類型もまた当然「集合的存在様式」に依拠して構成されなければならない、というわけである。ある社会現象が正常か病的かを判別する根拠とする事実と、社会類型を構成する際に基礎とする事実とは、まったく同一なのである。それだけではない。この引用部分に続けて、デュルケムはさりげなく次のように記している。

「事実、あとで、これらにこそ社会生活の一般的諸事実は依拠している c'est d'eux que dependent les faits généraux de la vie sociale ということが分かるだろう」 [1895:80-81/173-174]。

この一文を何気なく読み流すことはできない。ここでデュルケムが述べていることは、ある社会的諸現象が正常であるか病的であるかの識別や社会類型（社会種）の構成にとってだけでなく、デュルケムが描出しようとする社会像を理解する上で極めて重大なものだからである。社会生活の一般的諸事実が「集合的存在様式」に依存しているというトータルな認識をデュルケムが持っていたということ、さりげなくも明言している一文だからである。「社

会生活の一般的諸事実」が「集合的存在様式」に依拠しているという認識は、実証主義的認識においては、認識対象である「社会生活」全体の側に深く関わる存在論的認識である(先に引用した一文[1895:IX/19]は方法論的観点からの同趣旨の言明)。そしてこれは、「社会的事実」の一方のカテゴリ「行為様式」と、他方のカテゴリ「集合的存在様式」との間の構造的関係に初めて言及している箇所である。デュルケムがここで実証主義社会学の一部門として、社会類型構成を任とする「社会形態学 *morphologie sociale*」[1895:81/174]を提起したことは、この構造的関係の本格的な社会学的解明に向けた重要な第一歩と言ってよい。

続いてデュルケムは、構造的な規定関係を解明するにあたっての第1のアプローチを提起している。それは、「集合的存在様式」が「行為様式」に対して持つ支持的関係を時系列的な観点から積算的に解明しようとする、歴史認識的なアプローチである。それは、「ひとつの民族は、それに先行する *précéder* 二つないしそれ以上の民族の *réunion* から生じる」[1895:81/174]という認識に基づいて、ある社会類型がもつ全体的な特質の解明を時系列的な分析において行おうとするアプローチである。ここでデュルケムは、《単環節 → 単純多環節 → 単純に構成された多環節 → 二重に構成された多環節》[1895:83-84/178-179]という一種の抽象的な発展段階説を提起している。これは、デュルケムが社会の原形質と表現している社会形態から始まる発展系列であり、小規模の環節的社会を構成単位とする加算的集積の諸段階である。したがって、この分析視角においては、「合同」——「集合的存在様式」の中心部分——は、諸環節間の並存的で外面的な接合を指すものとなっていることが特徴である。この図式に従えば、二重の次は三重であろうし、また環節はただその数を増していくだけであろうと思われる。その限り、ここでの「合同」の意義はさほど積極的なものではない。そもそも諸環節が各々一つの社会を成しているのであるから、その内部にもまた「集合的存

在様式」が見出されるはずなのだが、それには関心が向けられていないからである。また、諸環節の集積におけるこうした段階をたどる中で、「合同」が諸環節の外殻を消失せしめ、そのことによって社会類型が新たに「非環節的」社会へと転じ、やがて別類型の社会類型が形成されていくといった発展経過を示す新たな図式も、まだ示されていない。とはいえ、示唆的な形で言及が、わずかだがある。「これら諸環節の完全な凝結 *coalescence complète de ces segments*」[1895:85/181]による社会生活の集中化によって小規模な諸環節が消滅する、という現象が示唆されているのがそれである。さらに、この章の最終部では、社会の発展経過の中で社会類型の転換が起こることに言及している。「原則的に言って、あらたに生み出された諸社会は、それを生み出した諸社会と種を異にする。それというのも、後者は、互いに結合することにより、まったく新しい構造を創出するからである」[1895:87/184]。とするならば、新たに生成した社会種においては、もはやそれまでの小規模な環節がそのままでは存在し得ないのであるから、新たな諸要素が作り出す「集合的存在様式」が見出されることになるはずで、それは、相互に外面的な接着形態で複数の環節が加算的に集積していくというあり方を越えたものでなければならぬ。しかし、それを概念的に示すような発展段階図式は提示されていない。構造的規定関係を歴史的観点から解明していくというアプローチをデュルケムはここで示しており、実はこれは『社会分業論』で用いたものだが、これ以降のデュルケムの著作においてはほとんど用いられることがなくなっていく¹⁵⁾。

註

- 1) デュルケム実証主義社会学の方法態度は、「社会的事実を、たとえいかに自在に変わりやすい展性に富んだものであっても、意のままに変形することのできない事物 *choses* として考察する」[1895:Ⅶ/17]という「第一版序文」の言葉に端

的に示されている。デュルケムは、『方法規準』第Ⅱ章「社会的事実の観察に関する諸規準」においてその必要性を詳論しているし、いくつか派生的な諸規準も提起している。しかし、デュルケムのこの認識論的・方法論的要請は、実際には当時の自然科学における客観主義的認識態度をほとんどそのまま導入したものに過ぎず、思弁哲学への対抗的意義はなお今日においてもあると思われるものの、デュルケムのオリジナルとして取り上げるに値する内容はほとんどないと考えられる。したがって本稿では、第Ⅱ章には基本的に言及しない。

興味深いのはむしろ、デュルケムの実証主義的認識が、実は一面で認識対象への依存度が高いことから(社会学的认识は対象の忠実な模写であるといういわゆる模写説をデュルケムは採らない)、方法論的議論がそのまま認識対象の存在論的検討へと実質的に滑り込み、両者が不可分となっている点である。「社会的事実」を「事物」として認識するという認識上の規準は、「社会的事実」が自然的事物と同様に認識に先立って存在しているという存在論的前提と一体である。この場合の「事物」とは、端的に経験的現実だという意味である。その際、社会学的认识の観察対象が人間的・社会的現実であることから、デュルケムは自身の実証主義的方法を実質的に乗り越えて社会学的认识を獲得していくのである。興味深いことに、実証主義的認識が持つ対象へのいわば存在論的依存度の高さが実証主義的認識の客観性それ自体を乗り越えることを要求してくる局面に、デュルケム自身が立ち入っていくのである。そしてデュルケムは、意識的にせよ無意識的にせよ、実証主義的認識の傍観者の客観性を実際に乗り越えていく。それは、宗教社会学研究において「聖と俗」の分節化が問題となる局面、そしてより包括的には「道徳性」が考察の主題となる局面である。その局面においては、デュルケムは、研究対象である人間行為への外的観察をふまえつつこれを乗り越え、人間の意識に内在し、当事者の視点に実質的に同一化している。それは、「社会的事実」を「事物」として経験する、その“経験”の質が、自然的・物的事物を「事物」として経験するときの“経験”

の質とはまったく次元が異なるということ、を、メタ的な方法論的議論の領域においてではなく実際の具体的考察の中で、デュルケムが示すときである。

デュルケムが認識論的諸問題を検討する中で果たすべきだった課題は、したがって、人が客観的対象を「事物」と認識し経験するときの、その経験の多元的な構造を明らかにすることだった。たとえば、道端のただの石ころを拾い上げ掌で転がすときの意識“経験”と、尊崇する宗教的聖人の小さな木像を手に持つ時の意識“経験”との異質さを、丁寧に説明すべきであったのである(デュルケムは究極的には後者のみを問題化したと言える)。彼の社会学を素朴な自然科学的科学主義から救出するためには、この点が重要となるだろう。またこの検討は、社会学における、聖俗問題を含めた「意味」問題へと接続していくはずである。

- 2) 「社会的事実」は事物であり、そのようなものとして扱われねばならない *les faits sociaux sont des choses et doivent être traités comme telles* [1895:141/265]。この一文もまたデュルケムの考え方を明快に示している。また、「第二版序文」でも、「社会的事実の客観的実在性 *la réalité objective des faits sociaux*」[1895:XXIII/44]が自身の社会学の原理であると、デュルケムは強調している。

上の註1)に関連して言えば、社会学の観察者が「社会的事実」を客観的実在として経験するときの“経験”の質および構造と、社会学の観察対象である社会的行為者が「社会的事実」を客観的実在として経験するときの“経験”の質および構造、これら二つの経験の質および構造の異同や関連について、メタレベルにおける方法論的検討が必要であった。上の註1)と同じ例を使えば、尊崇する宗教的聖人の木像を手にしている人物の「聖」観念を、なぜ、どのようにして、必ずしも自身はその宗教的聖人を尊崇しているわけではない社会学の観察者が把握することができるのか、という問題である。そしてまた、たまたま拾い上げた路傍の石ころを掴むときの心的経験と、小さな聖像を祈りを込めて握り締める際の心的経験、これら二つの経験の質的相違を、社会学の観察者は

いかにして把握するのか、という問いである。

- 3) デュルケムが「心理学」という場合、デュルケム自身が繰り返し述べているように、それはあくまでも当時(19世紀末から20世紀初頭)の「個人心理学」である。このことは最大限強調しておきたい。デュルケムの社会像に対する理解を大きく左右するポイント——「個人」の概念的規定——だからである。デュルケムが自然科学的実証主義の思考圏内で「個人」と言うとき念頭に置いているのは、基本的に当時の「個人心理学」が研究対象とする抽象化された「個人」であり、現代心理学における「個人」とはもちろん大きく異なるし、いわゆる「近代人」とも全く別物である。
- 4) デュルケムは、「社会的事実」それ自体と「社会的事実」の「個人的な諸顕現」とを断固として区別しようとする。この引用文に典型的に見られるし、他の論著でも同様である。デュルケムは一貫して、この「個人的な諸顕現」が社会的性格を有するものであることを認める。しかし、「個人の有機的・心理的構造ならびにその個人の置かれている特殊な諸条件によっても規定されている」ものとして、これを「社会-心理的」[1895:10/62]と形容しつつ、実証主義社会学の研究対象から除外する。ある意味で“不純な”社会的事実だと考えたのであろう。デュルケムが「社会的事実」と対置する「個人」は、『方法規準』の中では、個人心理学的な抽象的「個人」と、この「社会的事実」の「個人的な諸顕現」——これは個人心理学的「個人」をベースに作られた概念であるが、個人心理学的「個人」とは別次元のものである——である。デュルケムは、それら両方に対置する問題構成を立てて「社会的事実」を把握しようとしている。なおここで、デュルケムが「個人」を「個人の有機的・心理的構造」と実質的に規定していることは、銘記すべきことである。この規定が、当時の「個人心理学」から直輸入した抽象的「個人」規定に他ならない。

なおついでに触れておけば、このような「個人」ないし「個人的顕現」にとって、「社会的事実」の“外在性”はともかく、“拘束性”とは何の謂いだろうか。「個人の有機的・心理的構造」を「社会的事実」が拘束するというのはいかなる意

味で社会的現象なのだろうか。「拘束」という言葉に意味が生じるのは、「拘束」する対象に抵抗や拒絶の可能性が存在するときであろう。だがそもそもデュルケムは、「個人の有機的・心理的構造」や「個人的な顕現」を、抵抗や拒絶の可能性を持つものとして措定していたのだろうか。

- 5) 『方法規準』の中で出てくるもうひとつの「個人」は、よく知られているように「功利主義的個人」である。デュルケムはこの著作の中で(また他の論著においても)、しばしば「功利主義的個人」と個人心理学的「個人」を一括してしまうか、さらにはほとんど同一視してしまうのだが、両者は全く次元の異なるものである。両者の一括視ないし同一視こそ、デュルケムによる素朴な科学主義の導入と独特の規範的関心との“結合”によって生まれた、文字通り致命的な理論的過誤であった。デュルケム社会学における「個人」概念がどのように多義的であるか——逆に言えば「個人」概念がどれほど乱暴に一義化されているか——、そのことがデュルケム自身の理論構築に対して、またデュルケム的な社会学的社会認識および社会批判の深化と発展にとってどれほど致命的な作用を及ぼしているか——とりわけ「功利主義的個人」と個人心理学的「個人」の同一視がどれほど社会的現実の認識を歪めたか——についてとりあえず付言しておけば、「社会的事実」の外在性や拘束性を社会的に議論する価値が生まれるのは、個人心理学的「個人」でも「社会-心理」的な現象としての「個人的顕現」でもなく、社会的存在としての「功利主義的個人」を「社会的事実」に対置する構図においてである。この問題は、ひいては、後に言及する「集合生活の一般的諸条件」の複数性や多元性という問題に繋がっていくものである。「功利主義的個人」は紛れもなく社会現象である以上、それもまた何らかの「集合生活の一般的諸条件」に基づく可能性があるからである。デュルケムは、「犯罪」は社会有機体がある存在諸条件に適応するうえで有効性を持つという点に着眼してその「正常」性を説く一方で、「功利主義的個人」にはそうした「正常」性を求めている。デュルケムの眼には、「功利主義的個人」は「社会的基体」=「集合生活の一般的諸条件」を破壊す

ると映ったことが、その理由のひとつであろう。社会的存在としての「功利主義的個人」の、その存在のあり方については、稿を改めて論及する。

- 6) 社会学において一般的な問題構成枠組として普及している【社会と個人】という素朴な対抗的構図は、それ自体経験的妥当性を厳しく検証すべきものである。そもそも、社会現象の客観的認識を目指す方法および知識の体系としての社会学が、そうした社会認識のための認識枠組として【社会と個人】という対置図式を採用する場合、そこで「社会」と対抗的に措定されている「個人」を、「社会」と切り離れたかたちで、一体いかにして把握し得るのであろうか。徹底的な「社会」認識の事後的残余としてではなく、研究の最初から、いかにして「個人」を、しかも社会的行為を行うことのできる、一言で言えば社会的存在としての「個人」を経験的に把握し得るのであろうか。「社会」が単数であるとするなら、社会的存在としての「個人」のその社会性は、社会学の研究対象である「社会」の側にあるのではないだろうか。その意味で、デュルケムが「個人」を、「個人心理学」によって把握される没社会的な「個人」として押さえていることには、筋が通っていると言える面があるわけである。

社会的現象を客観的に認識するという社会学の本質的な認識目標に鑑みるならば、社会学の捉え得る「個人」については、あくまでも社会的産物として、時と場合によっては「社会」に対して〈否〉と言い得る抵抗的・拒否的存在性までも社会的産物として説明し得るものでなければならない。実際、近代社会の自己認識としての社会学がその最も抽象的な問題構成の枠組とする【社会と個人】の場合、記したように、そこでの「個人」の中身として実質的には西欧出自の“近代人”が理念的・価値的性格を帯びつつ想定されている。デュルケムの発想に則れば、近代人の中心にある理性こそ社会的存在なのであるから、その限り社会と個人との間には矛盾は存在しないということになる。だが、問題の地平はそこにあるのではない。確かに“近代人”は合理的存在として措定されているわけだが、価値関心のあり方次第で合理性は複数存在し得る。経験的地平においては、社

会生活は対立や葛藤を孕んだ複数の次元によって立体的に構成されているのであり、“近代人”はすでにある社会空間に生きている存在である。だから、近代社会の自己認識としての社会学が使う【社会と個人】という対置は、実際の経験的内容においては、なんらかの根拠に基づいて「社会」空間を多元的・多層的に分割し、そのいずれかに帰属している存在として「個人」を設定していることになる。つまり、社会学による近代社会認識の前提には、「社会」空間の立体的複数性という認識があるということである。とするならば、社会学における問題構成の基軸は、【社会と個人】よりはむしろ【社会と社会】という形でなければならないのではあるまいか。そしてこのように社会的な意味空間や行為空間が、葛藤や対立さらには紛争や破綻を起ししながら立体的に多元化するということこそ、「神」なき世俗空間としての近代社会の特質だったのではあるまいか。

- 7) デュルケム社会学の理論構成上の致命的問題点は、デュルケムが自身の価値関心に駆動されつつ最終的認識目標へ向かっていわば猪突猛進したために、個別的な現象の多層性や多様性を自らの理論構造に正しく位置づけることがなかったことに発している。個別的・多元的な諸現象の側から見れば、デュルケムの「個人」概念は異様なほど粗雑である。この粗雑さが、デュルケムの社会学の構想に致命的な構造的欠陥をもたらした。その意味で、デュルケムの社会学説は全体として、客観性への強い学問的志向とともに、デュルケムの強い価値志向性に支えられ彩られている。したがって、発展的継承を目指してデュルケムの学説を検討する際には、「個人」概念の錯綜や欠陥を解きほぐし、個人的/個別的な諸現象の多元性や多層性を整理することによって、デュルケムが切り開いた社会認識と社会批判の可能性を豊饒化することが、必須の作業となる。
- 8) デュルケムがみずから唯物論者でないと繰り返し主張するのは、「社会形態学的事実」に括られた現象群のなかで、〔物質的形態における集合的存在様式〕ではなく〔行為様式としての集合的存在様式〕をこそ、生理学的な「社会的事実」領域である「行為様式」に対する基盤とみなしてい

るからである。

デュルケムが説明に失敗しているのは、社会的事実のいわば“物質化”という問題に関しては「社会的事実」の三つの位相すべてについて言及すべきであり、またすることができるにもかかわらず、ここでは「社会形態学的事実」についてのみ言及していることである。つまり、「社会的事実」を生理学的と形態学的とに分割することと、それを超物質的と物質的とに分割することを安易に重ね合わせてしまった——生理学的＝超物質的／形態学的＝物質的——ことに誤りがあるわけなのだ。「社会形態学的事実」の中を正しく物質超域的領域——〔行為様式としての集合的存在様式〕——と物質的領域——〔物質的形態における集合的存在様式〕——に分けなければならなかったのである。その上で、この物質超域的領域を生理学的な「社会的事実」領域——〔行為様式〕——に組み入れつつその基盤に位置づけるとともに、物質的領域について他の「社会的事実」の領域についてもその“物質化”現象について論及すべきだったのである。

たとえば、やがてデュルケム自身が『宗教生活の原初形態』で明示するように、聖観念も不可避免的に物質的表現を持つし、そうであることが必要だからである。〔物質的形態における集合的存在様式〕を〔行為様式としての集合的存在様式〕が物質的に顕現したものと捉えることは、認識論的な価値という観点から言えば、言語記号というそれ自体物質的現象でもある象徴形態で固定化された法典やその他の書籍を観念の物質化したものと把握するのとまったく同等のはずである。直接的に観察することの可能な可感的現実を認識の出発点とするデュルケム実証主義社会学の、その方法論上の意義において、言語記号的な客観化と物質的な顕現とは同等であろう。あるいはまた「世論」についても、やがてこの社会的事実領域は『自殺論』で「自殺の潮流」という印象的な呼び名で問題化されるが、それは人という物質的・有機的生命体の「死」というかたちで“物質化”されてくるものであるからこそ認識可能となるのである。

デュルケムは〔物質的形態における集合的存在

様式〕から〔行為様式としての集合的存在様式〕へ遡及していくアプローチを具体化しなかったけれど、もちろんそれは可能であろう。デュルケムがこのアプローチを実地に移さなかったのは、デュルケムの関心が、やがてその宗教社会学研究において明らかになるように、「聖」なるものとその物質的顕現に絞り込まれていくからである。けれどもやはり、可感的事物へのいわば物質化という現象は、行為様式としての「社会的事実」の全領域において生じるだろう——かつて国境はぶ厚いコンクリートの壁となり、激しいデモは街の辻々にバリケードを築いたし、道路は血管網のように地表に張り巡らされている——。

しかし、デュルケムの究極的関心は、宗教的表象が物質的存在にいわば張り付いてこれを宗教的象徴とするという現象——デュルケム社会学理論において「表象」と「象徴」はまったく別次元の現実である——を逆向きにたどり、表象のさらに背後にある「社会」を把握し、この「社会」による聖なる象徴創出の全過程をいわば「社会の本性」として把握することにある。そして実証主義社会学の実践的任務として、近代社会において、近代社会に相応しい形で、この「社会の本性」を再構築することにある。デュルケムにとっては、それこそが「社会の道徳的再建」に他ならなかった。

- 9) 外的な観察的視点から捉えた「固定化」＝「結晶化」[1895:14/68]の過程を比較的よく示している箇所では、社会的事実の可感的形態への発生論的「結晶化」は、《反復 → 一貫性獲得 → 沈殿 → 分離独立 → 可感的形態》という時間的経過を辿る、という説明がなされている [1895:8-9/59]。第1と第2の位相の区分はさしあたり、この「結晶化」への公式にどこまで乗っているかによるものであろう。このように「行為様式」としての「社会的事実」を最終的にこれら二つの下位カテゴリー〔①〕と〔②〕に区分するのは、実証主義社会学の認識方法を構成する諸規準の中で、一方では“外部的特徴の共通性による現象把握”という規準 [1895:31/97] に依拠し、特に個人に対する拘束性をその特徴と見なしつつ広範な事実領域を視野に収めながら、もう一方では“客観性の高

い所与の選択”という規準 [1895:45/117] に基いて、認識の端緒となるべき可感的形態の安定性が重視されていることによるものである。

- 10) この第三の位相——〔③〕 + 〔④〕——の特殊性は、見たように物質超越的な現実と物質的現実とが二重構造をなしつつ一体的に把握されていることにある。述べたように、『方法規準』ではこれ以降、この〔行為様式としての集合的存在様式〕の領域のみが重視され、やがて第四章で「社会形態学」の樹立が宣言される際にも、事実上もっぱらこの領域のみが関心の対象となっている。

デュルケムは、『社会学年報』第2巻以降第12巻までに幾度も「社会形態学」の対象領域について言及している。巻によって若干の変動はあるものの、基本的にこの考え方——固定化した行為様式と、この行為様式が地上に刻み込まれて現象する物質的現実を併せて「社会形態学上の事実」とカテゴライズした上で、実質的に社会学的意義を有するのは物質超越的なレベルの現実のみ——を維持している。最もまとまった考察となっている「社会形態学についてのノート」(1899)でも、「諸個人の数、諸個人が集団化される様式、居住形態は、地理学的事実を構成するものでは決してない」[1899:182]という観点を示し(「数」とは「諸個人」のそれであること、「様式」とは「諸個人が集団化される」それであることが明記されていることに注意!)、社会形態学において「研究すべきは、地上の諸形状ではなく、地上に打ち立てられる際に社会がとる諸形態である」[1899:182]というオリエンテーションを行っている。この独特な考え方の背後には、次のような思考が働いていたのではないかと推測される。ひとつは、社会生活それ自体は物質的次元を超えた、その意味で moral な現象であるが、社会生活はその基礎として物質的自然を必要とするのであり、だから社会生活は物質的な解剖学的基礎を持つこととなるわけで、この側面から社会生活の実態へ社会学的にアプローチすることは可能だ、という思考である。もうひとつは、自然的環境によって社会生活が一方向的に規定されるとする決定論的な唯物論的風土論に基づく社会認識への反駁である。実際、デュルケムは当時の「政治地理学」なる学派に批

判を加えているが、それは、この学派がいわば前人間的自然による社会的現象の決定という見解を唱えていると見えたからである。

結局、デュルケムの考える「社会形態学上の事実」は次の二つの下位領域から成っていると言うことができる。つまり、①行為様式が固定化し構造化したもの、そして②この固定化し構造化した行為様式が自らを地上に刻むことによって現出する物質的な人間-自然的環境、である。そして、人間的加工を受ける以前の剥き出しの自然は、もとよりその存在は否定されていないけれども、人間社会を支え規定する基盤とはみなさず、したがって社会学の研究対象とはしない、ということである。

- 11) デュルケムはこの「外的指標」を、「事実それ自体に内在的で、多種多様な社会現象において健康と病を科学的に識別させてくれる客観的な一基準」[1895:49/124]とも表現している。社会学的観察者の観念的構成物ではなく、「事実それ自体に内在的」であることが必要だと考えている点が、いかにもデュルケムの実証主義的認識の存在論的性格を示していよう。デュルケムの思弁哲学や観念的形而上学への批判はここに発している。とはいえ、ここに言う「客観的な一基準」をいかにして実証主義社会学が把握するかについての方法的手続きについては、デュルケムは何も語っていない。むしろ、これこそが実証主義社会学による観念的構成物なのではあるまいか。
- 12) デュルケムは次のようにも記している。「現象を最初に明るみに出してくれた外的な標識が単なる見かけ上のものでなく、事物の本性の内に根拠づけられている le signe extérieur qui l'avait d'abord révélé n'est pas purement apparent, mais est fondé dans la nature de chose」ことが証明されれば、すなわち、一言で言って、事実上の正常性を権利としての正常性として示すことができれば、その現象の正常的性格は、いっそう疑いの余地のないものとなろう」[1895:59/140]。このように、デュルケムが認識を段階的に深化させていく背後には、「因果律」[1895:42/113]を「事物の本性」のひとつとみる思想的予断があって、デュルケムの思考を支えている。本文の引用文中

で、「現象の正常性」を「この条件の必然的な一帰結」として把握しようとしているのも同様である。実は、先に問題とした「物質化」もこの「事物の本性」によるというのがデュルケムの考えである。なお、第Ⅱ章「社会的事実の観察に関する諸規準」の中にもこの点についてより一般的な考察があるので参照されたい [1895:42/112-113]。

ところで、この「事物の本性」という観念は、方法論上の単なる作業仮説ではなく、デュルケムの社会学全体を支える思想的土台である。モンテスキューから継承した「事物の本性」という思想がデュルケム社会学を誕生させた、と言っても過言ではない。学位論文『社会分業論』の副論文として「社会科学の成立に対するモンテスキューの貢献」と題する論文が提出されている事実の意味を看過してはならない。『社会分業論』は、「連帯」の形態に法と道徳が対応することを明らかにしようとしているが、それはまさにモンテスキューの「法は事物の本性に由来する必然的関係である」というテーゼをなぞったもの——「連帯」という“事物”に由来するのが法と道徳である——であり、それを具体的な社会的世界の把握に展開応用しようとしたものに他ならない。またそれゆえ、デュルケム社会学に対するラディカルな社会思想史的理解は、デュルケムのこの思想的基盤——モンテスキューの「事物の本性」論——をこそ基盤にするものでなければならない。

確かに、本文で述べたように表面的な数の多寡の問題に帰着してしまう「一般性」のみをその社会現象の「正しさ」とすることは、現状追認的・保守的の含意を持つ。しかし、デュルケム社会学の保守性を問題とするのであれば、「集合生活の一般的諸条件」のレベルでの思想的保守性をこそ中心的な問題とすべきである。

なおさらに一点、註10)に関連して付言しておく、デュルケムはモンテスキューから「事物の本性」という根幹的な発想を継承しているが、モンテスキューの風土論的決定論を受け継ぐことはなかった。この点が、デュルケムをモンテスキューから分かちつものであり、「政治社会学」への批判はモンテスキューへの（不徹底な）批判でもある。では、デュルケムにとっての「事物」とは何

か。「集合生活の一般的諸条件」こそが、まさしくそれである。

- 13) ここで、デュルケムを擁護する立場から、デュルケムは個人的創意を必ずしも粗末にはしていなかった、などと生半可に喜んではいけない。もっと重要な問題があるのである。デュルケムは、確かに「犯罪」がここで言う意味で正常な現象であると述べ、「犯罪」とは集合意識が社会成員の何らかの行為に外側から貼り付けるラベルのようなものだという単純な理解を、一方では根本から覆している。しかしデュルケムは、犯罪と規定される行為そのものの発生的基盤や契機を、「全集合生活の諸条件」ではなくて、それとは異なるいくつかの個別化要因に求めている。その意味で、ここでの「犯罪」に関する考察はなお不徹底だと言わざるを得ないのである。

ここで取り上げられている「病理」現象の具体的事例は、個人的形態とデュルケムがみなすもの——ソクラテスと中世の宗教的異端者——にすぎない。犯罪と規定される行為が、「病理」現象と規定されつつもなお社会的行為であるならば、デュルケム自身の論理に則って、その個別的行為の背後には、社会的個体としての個人をそうした行為に駆る何らかの「諸条件」が存在しなければならない。とするならば、『自殺論』における自殺現象（アノミー的自殺も含めて）と同じように、犯罪は常にいわば“集合的犯罪”として問題化されて然るべきものはずである。人を自殺に追いやる社会的潮流があるなら、人に犯罪を犯させる社会的潮流が見出されたとして何の不思議があらう。「正常」のみならず「病理」現象もまた、社会的な恒常的現象であって偶発的事象でなく、まさに“正常な社会的事実”であるならば、「病理」の現象も同様に究極的には「社会生活の一般的諸条件」に根差しているのではないか。もしもこの観点が正しければ、ここでの論脈に即していえば、「共同意識」それ自体の——葛藤や相克をも孕んだ——複数性を理論的に主題化することも視野に入ってくる。「社会生活の根本的諸条件」は、その複数性を暗示的に受け取れば、必然的にそれ自体もまたすす対立や葛藤そしてまた暴力を孕んだ事実として捉えられねばならないものとなる可

能性が生まれてくる。つまり、「社会生活の一般的諸条件」それ自体に「犯罪」の発生的な起源を考えなければならないこととなるわけである。

ここで「犯罪」に関する考察を通じて示した論点は、唯一の「集合意識」が当該社会において圧倒的に支配的であることによってその社会の安定性が得られるという単一集合意識論と、機能的諸機関の相互維持的な連関の総体によって社会有機体はその全体的調和を維持し、やはりここでも社会の単一的統合性を獲得することができるという平板な有機体論的社会観とを、つまりはいずれも一元的な統合主義的社会観を、「社会生活の一般的諸条件」というデュルケム社会学における社会認識の発想の核からともに相対化する視座をもたらすものである。

そして実際、この相対化は可能である。その一つとしてドレフュス事件に対する評価を挙げることができる。デュルケム自身も積極的に関与したドレフュス事件はフランスの国論を真っ二つに割ったが、その際、誤解を恐れずに言えば、国家主義者達の陣営の目にはデュルケムを含むドレフュス擁護派は反社会的な犯罪者の集団と映ったはずである。デュルケムは、普遍的「個人」に対して絶対的価値を付与する「個人崇拜」が近代ヨーロッパ社会における新たな「集合意識」となることを、それがヨーロッパにおける「社会生活の一般的諸条件」に起因するものであることを、力説した——しかし十分に論証できているわけではない——が、上の論法で言えば、教権派と国家主義者達の存在もまた何らかの「社会生活の一般的諸条件」に依存していると考えられる社会学的理解が成立する論理的可能性はある。国家主義者たちを、消え去って行くべき過去の残滓であるとして簡単に片付けるわけにはいかない。それはひとまず現実として眼前に実在するからである。あるいはまた、「社会生活の一般的諸条件」がたとえ一元的な調和的地平を持つものだとしても、にもかかわらず社会的現実のすべての層にそれが調和をもたらすわけではないということを実証するものとして、キリスト教文明圏であるヨーロッパを大戦争が二度にもわたって焦土と化し——デュルケムは、第一次大戦の最中に息子を亡くし、自らも没する

——、ヨーロッパの没落を招いたという歴史的現実を挙げてもよい。社会学は秩序形成の可能性を主要関心とする学的性格を持つから、戦争を説明すべき主たる課題としたことはない。しかし、戦争という暴力の社会的・組織的行使もまた、まさにデュルケムが言う意味での「正常」な現象と言えるのではあるまいか。

いずれにせよ、デュルケム社会学における根本的問題とは、「集合生活の一般的諸条件」が一次元的かつ調和的に把握されていることである。調和的な社会統合が先取りして想定されている。デュルケム社会学の全体に漂うある種のオブティミズムは、ここにその根を持っていると言ってよいだろう。

- 14) この「決裁的な事実」をどのようにして把握するのかという認識論的な疑問がただちに浮かぶ。現象の数とは無関係だとデュルケムは言う。「現象の一般性」とは次元の違う話だと言うのである。それは研究対象である社会的諸現象の側にあるのか、あるいは社会学者による観念的構成物なのか。社会現象の側に特権的な「事実」が内在していることを社会現象それ自体が社会学者に教えてくれるのか、それとも社会学者がその認識関心に従って何らかの特権的「事実」を措定するのか。「科学的な価値と利益」は科学者以外の一体誰が、あるいは何が決定するのか。デュルケムの認識論的・方法論的議論が素朴実証主義的レベルを離れないのは、この問題に取り組むことがなかったからである。このような認識論・方法論上の議論を精密に繰り広げたのは言うまでもなくウェーバーだったわけだが、筆者がそれに加えて考えたいのは、実践的な科学として“社会的身体性”を獲得してしまっただけの科学的・合理的認識の孕む問題性である。この問題については稿を改めて論及したい。
- 15) 小規模な社会的諸環節が「合同」によって消失し、社会的な集中化が進行していく中で新しい種類の社会が形成されるという、そのような社会変動の姿をデュルケム自身が本気で想定していたかどうか、実は大いに怪しい。ここで筆者の念頭にあるのは、「方法規準」に先立つ『分業論』で言及されていた、「環節の種類」の後に分業を基盤として発生する「組織の種類」である。「組織的類

型」は、ただ単に自己完結的な小規模の「環節的類型」の加算的集合なのではなくて、それを解消し、相互依存的な社会的単位を新たに分節化しなおすことで成立してくる社会類型だとされているからである。この点についての論及が『方法規準』でほとんど見られないのは、『分業論』ですで一応論じたとデュルケムが考えているからかもしれない。だが、根本的な理由はむしろ別のところにある。デュルケムが社会学的社会認識の目標としている事実のレベルに関わるものであると同時に、最終的に提示しようとした社会像に直結するものである。デュルケムは、この著作の中で日本について触れた唯一の個所で、次のように記している。

「なるほどフランスは、その起源以来非常に異なった文明 *civilisation* の諸形態を経過してきた。まず農業に始まり、ついで手工業および小商業を経てマニュファクチャへ、ついに大工業へ、というわけである。しかし、同じひとつの集合的個体が、三度も四度もその種を変え得るということは認めがたい。種というものは、より恒常的な諸属性によって規定されなければならない。経済的狀態、技術的狀態などはあまりにも変わりやすく、また複雑な現象を呈するから、分類の基礎を提供することはできない。同一の産業的・科学的・芸術的な文明が、その生来的な構造 *constitution congénitale* を非常に異にする複数の社会に見出されることも、大いにありうる。たとえば、日本は、我々の技術や我々の産業を、そして我々の政治組織をも摂り入れることができよう。しかし、だからといって、フランスやドイツとは異なる社会種に属さないわけではないであろう。」[1895:88/185-186]。

この論述からは、デュルケムが何をその社会的社会認識における中心的標的にしていたかを知ることができる。デュルケムは、社会の文明的な変遷を貫き、ある意味で超え、あるいは支え、それを生み出し、規定しながら、長大なタイムスパンの中で一貫してそれ自身を保持し続けているよ

うな、歴史的・文化的基層部分こそが実証主義社会学の把握目標だと述べているのである。経済的・技術的な、つまりは文明的な社会構造とその変遷は、デュルケムの認識関心の第一次的な対象ではないのである。であるから、近代社会はデュルケムの認識関心の中心的対象ではなかったであろうと言っても、決して極論ではあるまい。実際、『分業論』が、そのタイトルにもかかわらず「社会的分業」それ自体についての実質的な考察や分析をほとんど含まないことも、これで領けよう。『分業論』は、「環節的社会」から「有機的社会」へ、「機械的連帯」から「有機的連帯」へ、という社会進化論的テーゼを提示したものととして通説的には理解されているが、実際には「環節的社会」「機械的連帯」の持続と変容とがテーマである。そして〔行為様式としての集合的存在様式〕は、経済史や技術史を構成するような「文明の諸形態」ではなく、社会の「生来的な構造」、社会の文明レベルでの構造的変動にもかかわらず生き続ける「より恒常的な諸属性」の生命源の位置を占める。

ところでまた、そのような歴史的・文化的基層領域が、変遷を遂げていく文明の影響や人間による組織的な介入を一切免れているなどということも、客観的に立証されているわけではない。歴史的・文化的基層領域の自体視は、そのような基層部分を脱歴史化し“物象化”することにつながる。デュルケム社会学自身が「実証主義的形而上学」[1895:ix/20]に転落するだろう。しかしながら、デュルケム自身、「社会生活の根本的諸条件」が歴史的变化の中にあることを承知している。かつまた、デュルケム自身もこの歴史的・文化的基層領域に対して人為的に介入しようとしていた。フランス社会の道徳的再組織化を目指して「道徳」の世俗化」という社会的・歴史的課題にチャレンジしようとするとき、デュルケムはこの歴史的・文化的基層のレベルの合理的再組織化を試みていたのだからである。デュルケムによる“社会の再組織化”“社会の道徳的再建”の試みは、大胆にもこの歴史的・文化的基層のレベル——「習俗」——において、合理的再組織化によるモラルの再生というかたちで、極めてラディカルに遂行されよう

としたものなのであった。ここまでの検討を踏まえて端的に記せば、デュルケムの社会学的認識目標は、「習俗」次元の「行為様式」だったわけなのである。

引用・参考文献

引用箇所は、[原著出版年：原著頁／訳書頁] で示す。なお、訳文は適宜修正した。

1886, *Les études de science sociale*, [La science et l'action, pp.184-214]

◆1988, 「社会科学の諸研究」『社会科学と行動』第5章, 144-167頁。

1888, *Cours de science sociale. Leçon d'ouverture*, [La science et l'action, pp.77-110]

◆1988, 「社会科学講義……開講の辞」『社会科学と行動』第1章, 62-89頁

◆1975, 「社会学講義……開講の言葉」『モンテスキューとルソー』, 155-194頁。

1892, *Contribution de Montesquieu à la constitution de la science sociale*, [Montesquieu et Rousseau, pp.25-113]

1975, 「モンテスキューの社会科学成立に対する貢献」『モンテスキューとルソー』, 3-75頁。

1893, *De la division du travail social: Etude sur l'organisation des sociétés supérieures*, 2e éd. 《Quadrige》, 1991, PUF.

◆1971, 田原音和訳『社会分業論』, 青木書店。

1895, *Les Règles de la méthode sociologique*, 19e éd, 1977, PUF.

◆1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店

1897, *Le suicide: Étude de sociologie*, Nouvelle éd 1979, PUF.

◆1985, 宮島喬訳『自殺論』, 中央公論社。

1899, *Morphologie sociale*, [Journal, pp.181-182]

1899, *Remarque sur la nature de la religiosité*, [Textes, pp.9-10]

1900, *La sociologie en France au XIXe siècle*, [La Science sociale et l'action, pp.111-136]

◆1975, 「十九世紀におけるフランスの社会学」『モンテスキューとルソー』, 195-222頁。

◆1988, 「十九世紀におけるフランスの社会学」『社会科学と行動』第2章, 90-109頁。

1900, *La sociologie et son domaine scientifique*, [Textes1, pp.13-36]

◆1975, 「社会学とその学問的領域」『モンテスキューとルソー』, 223-252頁。

1918, *Le Contrat social de Rousseau; histoire du livre*, [Montesquieu et Rousseau, pp.25-113]

◆1975, 「ルソーの社会契約論」『モンテスキューとルソー』, 77-152頁。

What Kind of Image of Society did Durkheim's Sociology Try to Portray? : Rereading of "Rules of sociological method" (1)

KAGEI Mitsuruⁱ

Abstract : Durkheim's project to establish positivistic sociology was not made from purely academic desire or necessity, but was his response, as a social thinker, to the unstable social and historical situation of France in late 19th century. So Durkheim's sociological theory is a work which was born from his thought as a social thinker. In this paper I intend to reread the "Rules of sociological method" from this perspective. And then, I will reveal that the category of "*fait social*" posited, in parallel with his presentation of method of recognition in positivistic-sociology, as a object of positivistic-sociological recognition, was neither a faithful replication nor selective construct but Durkheim's unique image of society sketched as a fact which "should" exist. Further, I will make clear that the characteristic of this unique image of society consists in the fact that it portrayed, in the center of the image of society, the generation theory of production by "group" or "collective life", and therefore has a three dimensional structure. Finally, I will point out that we need to discard chemical analogies used for "*fait social*", obtain the recognition and representation appropriate for sociology, and refine this image of society, to fertilize Durkheim's sociology as social thought.

Keywords : manner of collective existence, general condition of collective life, association, internal social environment, Montesquieu, moral density, covariant method, collective consciousness

ⁱ Associate Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University